

1) 婦人章(4:アン・ニサー) 第24節

A (日本ムスリム協会訳)

またあなたがたに(禁じられている者は)、夫のある女である。ただしあなたがたの右手の所有する者(奴隷の女)は別である。これはあなたがたに対するアッラーの掟である。これら以外は、すべてあなたがたに合法であるから、あなたがたの財資をもって、(良縁を)探し求め、面目を恥かしめず、私通(のよう)でなく(結婚しなさい)。それでかの女らと、交わった者は、定められたマハルを与えなさい。だがマハルが定められた後、相互の合意の上なら、(変更しても)あなたがたに罪はない。本当にアッラーは全知にして英明な御方であられる。

<マハル：婚資のこと>

B (井筒俊彦訳 岩波文庫版)

それから(娶ってはいけないのは)正式の夫をもつ女。但し汝らの右手の所有にかかるものはそのかぎりならず。これが汝らに対するアッラーの御掟であるが、この掟の外であれば、己が財力の許すかぎり、といっても放縦な野合はならぬが、正式に結婚して、妻をもとめることは差し支えない。そして、女たちから快樂をえたならば、所定の報酬を払ってやること。その場合、初手の報酬額以上のことは、当事者の間で自由に取り決めてよるしい。まことアッラーは全知にして至高の智者におわします。

<「いわゆる一時結婚のこと」と訳註>

2) 地震章(99:アッ・ザルザラ)マディーナ啓示 全8節

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

1. 大地が激しく揺れ、
2. 大地がその重荷を投げ出し、
3. 「かれ(大地)に何事が起ったのか。」と人が言う時。
4. その日(大地は)凡ての消息を語ろう、
5. あなたの主が啓示されたことを。
6. その日、人びとは分別された集団となって(地中から)進み出て、かれらの行ったことが示されるであろう。
7. 一微塵の重さでも、善を行った者はそれを見る。
8. 一微塵の重さでも、悪を行った者はそれを見る。

3) 朝章(93:アッ・ドハー) マッカ啓示 全11節

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

1. 朝(の輝き)において、
2. 静寂な夜において(誓う)。
3. 主は、あなたを見捨てられず、憎まれた訳でもない。
4. 本当に来世(将来)は、あなたにとって現世(現在)より、もっと良いのである。
5. やがて主はあなたの満足するものを御授けになる。
6. かれは孤児のあなたを見付けられ、庇護なされたではないか。

7. かれはさ迷っていたあなたを見付けて、導きを与え、
8. また貧しいあなたを見付けて、裕福になされたではないか。
9. だから孤児を虐げてはならない。
10. 請う者を揆ね付けてはならない。
11. あなたの主の恩恵を宣べ伝えるがいい。

4) 割れる章 (84:アル・インシカーク) マッカ啓示 全25節

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

1. 天が裂け割れて、
2. その主（の命）を聞き、従う時、
3. 大地が延べ広げられ、
4. その中のものを吐き出して空になり、
5. その主（の御命令）を聞き、従う時。
6. おお人間よ、本当にあなたは、主の御許へと労苦して努力する者。かれに会うことになるのである。
7. その時右手にその書冊を渡される者に就いては、
8. かれの計算は直ぐ容易に清算され、
9. かれらは喜んで、自分の人々の許に帰るであろう。
10. だが背後に書冊を渡される者に就いては、
11. 直に死を求めて叫ぶのだが、
12. 燃える炎で焼かれよう。
13. 本当にかれは、自分の人々の中で歓楽していた。
14. かれは、本当に（主の許に）帰ることなどないであろうと思っていた。
15. いや、主はいつもかれを見通しておられる。
16. わたしは、落日の夕映えによって誓う。
17. 夜と、それに帰り集うものにおいて、
18. また満ちたる月にかけて（誓う）。
19. あなたがたは、必ず一層から他層に登るであろう。
20. それでも、かれらが信じないのはどうした訳か。
21. クルアーンが、かれらに読唱されると、かれらはサジダしようとはしない。（サジダ）
22. いや、信じない者は、（それを）嘘であると言う。
23. だがアッラーは、かれらの胸に隠すことを熟知なされる。
24. それであなたは、痛烈な懲罰をかれらに伝えなさい。
25. だが信仰して善行に勤しむ者は別である。かれらには絶えることのない報奨があるう。

5) 町章(90:アル・バラド)マッカ啓示 全20節

8. われは、かれのために両目を創ったではないか、
9. また一つの舌と二つの唇を。
10. 更に二つの道をかれに示した（ではないか）。

11. だがかれは、険しい道を取ろうとはしない。
12. 険しい道が何であるかを、あなたに理解させるものは何か。
13. (それは) 奴隷を解放し、
14. または飢餓の日には食物を出して、
15. 近い縁者の孤児を、
16. または酷く哀れな貧者を (養うこと)。
17. それから信仰する者になって忍耐のために励ましあい、互いに親切、温情を尽しあう (ことである)。
18. これらは右手の仲間である。
19. だがわが印を拒否する者、かれらは左手の仲間である。
20. かれらの上には、業火が覆い被さるであろう。

6) 食卓章 (5:アル・マーイダ) マディーナ啓示 全120節

32. そのことのためにわれはイスラエルの子孫に対し、掟を定めた。人を殺した者、地上で悪を働いたという理由もなく人を殺す者は、全人類を殺したのと同じである。人の生命を救う者は、全人類の生命を救ったのと同じである (と定めた)。そしてわが使徒たちは、かれらに明証を齎した。だが、なおかれらの多くは、その後も地上において、非道な行いをしている。

7) 雌牛章(2:アル・バカラ) マディーナ啓示全286節

177. 正しく仕えるということ(birr)は、あなたがたの顔を東または西に向けることではない。つまり正しく仕えるとは、アッラーと最後の (審判の) 日、天使たち、諸啓典と預言者たちを信じ、かれを愛するためにその財産を、近親、孤児、貧者、旅路にある者や物乞いや奴隷の解放のために費やし、礼拝の務めを守り、定め喜捨を行い、約束した時はその約束を果たし、また困苦と逆境と非常時に際しては、よく耐え忍ぶ者。これらこそ真実な者であり、またこれらこそ主を畏れる者である。

8) 雌牛章(2:アル・バカラ) マディーナ啓示全286節

226. 妻と縁を絶つことを誓う者は、4ヶ月間待たねばならない。もし (離婚の意志を) ひるがえすならば、誠にアッラーは寛容にして慈悲深くあられる。

227. またかれらが、もし離婚を堅く決心したならば、誠にアッラーは全聴にして全知であられる。

228. 離婚された女は、独身のままで3度の月経を待たねばならない。またもしもかの女らが、アッラーと最後の日を信じるならば、アッラーが胎内に創られたものを、隠すのは合法ではない。(この場合) 夫たちがもし和解を望み、その期間内にかの女らを復縁させるならば、より権利がある。女は、公平な状態の下に、かれらに対して対等の権利をもつ。だが男は、女よりも一段上位である。誠にアッラーは偉力ならびなく英明であられる。

229. 離婚 (の申し渡し) は、2度まで許される。その後は公平な待遇で同居 (復縁) させるか、あるいは親切にして別れなさい。あなたがたはかの女に与えた、何ものも取り戻すことは出来ない。もっとも両人が、アッラーの定められた掟を守り得ないことを恐れる場合は別である。もしあなたがた両人が、アッラーの定められた掟を守り得ないことを恐れるならば、かの女がその (自由を得る) ために償い金を与えても、両人とも罪にはならない。これ

はアッラーの掟である。それ故これに背いてはならない。凡そアッラーの掟を犯す者こそ不義の徒である。

230. もしかかれが（3回目の）離婚（を申し渡）したならば、かの女が他の夫と結婚するまでは、これと再婚することは出来ない。だが、かれ（第2の夫）がかの女を離婚した後ならば、その場合両人は罪にならない。もしアッラーの掟を守っていけると思われるならば、再婚しても妨げない。これはアッラーの掟である。かれは知識のある者たちに、これを説き明かされる。

231. あなたがたが妻を離婚して定められた期限が満了したならば、公平な待遇で同居させるか、または親切にして別れなさい。かの女を困らすために引きとめて、法を越えてはならない。そんなことをする者は、自分の魂を損う者である。愚弄して、アッラーの御告げを戯れごとにしてはならない。あなたがたに対するアッラーの恩恵を念い、またあなたがたに授けられた、あなたがたに勧告する啓典と英知を念え。アッラーを畏れなさい。アッラーは凡てのことを知り尽くされていることを知れ。

232. あなたがたが妻を離別し、定められた期間が満了して双方の合意の下に、妥当に話がまとまったならば、かの女らの結婚を（前の）夫は妨げてはならない。これ（教え）は、あなたがたの中アッラーと最後の日を信じる者への訓戒である。それはあなたがたにとって、最も清浄であり潔白である。あなたがたは知らないが、アッラーは知っておられる。

9) 婦人章(4:アン・ニサー) マディーナ啓示 全176節

11. アッラーはあなたがたの子女に就いてこう命じられる。男児には、女児の2人分と同額。もし女児のみ2人以上のときは遺産の3分の2を受ける。もし女児一人の時は、2分の1を受ける。またその両親は、かれに遺児のある場合、それぞれ遺産の6分の1を受ける。もし遺児がなく、両親がその相続者である場合は、母親はその3分の1を受ける。またもしかれに兄弟がある場合は、母親は6分の1を受ける。（いずれの場合も）その遺言したものと、債務を清算した残り（の分配）である。あなたがたは自分の父母と自分の子女との、どちらがあなたがたにとって、より益があるかを知らない。（これは）アッラーの掟である。本当にアッラーは全知にして英明であられる。

12. 妻が遺したものは、かの女らに子がいない場合、半分をあなたがたが受ける。もし子がある場合は、かの女らの遺言と債務を果たした後、あなたはかの女の残したものの、4分の1を受ける。またあなたがたが遺すものは、あなたがたに子がいない場合は妻はあなたの遺産の4分の1を受ける。もしあなたがたに子がある場合は、遺言と債務を果たした後、かの女たちはあなたが残したものの8分の1を受ける。もし遺産を遺す男または女に、父母も子女もなく、兄弟または姉妹一人だけある場合は、その者が遺産の6分の1を受ける。兄弟姉妹が多い場合、かれらは全員で3分の1の分け前を得る。これは、遺言と債務を果たした後のことで、（誰にも）損害を及ぼすことはない。（これは）アッラーからの定めである。アッラーは全知にして大度量であられる。

（以上明記していないものはすべて日本ムスリム協会訳による。

http://www2.dokidoki.ne.jp/racket/koran_frame.html)